

議案第21号 朝霞市監査委員条例の一部を改正する条例

監査委員事務局

1 改正趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正内容

当該条例第5条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改正を行うもの

3 施行期日

令和6年4月1日

担当

監査委員事務局監査係

電話463-2445